

# 介護保険サービスを正しく利用し、 自立した生活を送りましょう

介護保険制度は、老後の介護に対する不安を解消し、介護を必要とする人の自立支援や、介護者の負担軽減を図るなど、介護を社会全体で支えていくことをねらいとして創設された制度です。

介護を必要とする人の心身の状態に応じ、自立した日常生活を支援する観点から作成されるケアプランに基づき、必要な介護サービスが提供されます。「自立」とは身体的な自立だけでなく、自分のことを自分で選ぶ・決めるなどの精神的な自立も大切です。

自分の能力を生かし、自分でできることは自分で行い、できない部分を介護サービスを使って、自立した日常生活を送りましょう。

## 令和7年度 介護保険制度改正のポイント

### ◆介護保険サービスの費用・保険料に関する主な変更点

Ⅱ型介護医療院などの一部の多床室で室料が徴収されるように。

(令和7年8月から) ▶ 19 ページ

介護保険料等の算定における年金収入等の基準額を変更。(令和7年4月から) ▶ 30 ページ

(令和7年8月から) ▶ 19・27 ページ

## 堺市超高齢社会に対応するための 地域包括ケアシステムの推進に関する条例を制定しています

この条例は、人生の最期まで安心して心豊かに住み続けられるまちづくりの大切なルールです。市民の皆様には、介護予防や健康づくり、地域づくりに取り組んでいただくようお願いしています。

### 市民ができる地域づくりってどんなこと？

#### 声かけと気配りが大切



あいさつ



気にかける

#### 地域活動の参加が絆をつくる



集まりに参加



集まもり